

土石流被災家屋保存公園 指定管理者審査基準及び採点結果

<指定管理者の審査基準>

- (1) 住民の平等な利用を確保できること。
- (2) 公園の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- (3) 管理を安定して行うことができる物的能力及び人的能力があること。
- (4) 県との連携が十分に図られること。

事項	事業計画書項目	区分	審査項目	配分	満点 × 6	採点
1	管理運営の基本的な考え方		管理運営の基本的な取組について	5	30	22
			保存公園の設置趣旨の実現について	5	30	24
			運営財源について	5	30	21
	(小計)			15	90	67
2	管理運営体制		保存公園運営の組織・組織図について	5	30	19
			配置人員について	5	30	18
			業務委託について	5	30	18
	(小計)			15	90	55
3	管理運営にあたっての対応策		利用者からの要望・苦情への対応策について	5	30	19
			事故防止にかかる対応策について	5	30	20
			緊急時の対応策について	5	30	19
			業務遂行の状況確認(モニタリング)の実施について	5	30	17
	(小計)			20	120	75
4	保存公園設置趣旨の実現		-1 保存公園設置趣旨の実現について	5	30	22
			-2 入場者目標の考え方について	5	30	18
			-1 「道の駅」としての一体的な管理運営に関する考え方について	10	60	42
			-2 地域での活用に関する考え方について	5	30	21
			島原半島の活性化に向けた活用について	5	30	22
	(小計)			30	180	125
5	収支計画		収支計画の妥当性について	10	60	42
			経費の縮減の方策について	10	60	38
	(小計)			20	120	80
	(合計)			100	600	402

指定管理者の候補者としての適否	評価
指定申請者が指定管理者の候補者として適しているかどうか (適している: [概ね6割(60点)以上の評価を目安とする]、適していない: ×)	